

判断基準	内容	
在留資格該当性	入管法は外国人が日本において行う活動を「在留資格」というカテゴリーに分けて規定している。この在留資格に当てはまる活動を行う場合のみ、外国人は日本に滞在することができる。	
基準適合性	在留資格のカテゴリーごとに定められた、基準省令に該当している必要がある（なお、日本人の配偶者など、基準省令が定められていないものもある）	
相当性 在留することが 適当と認めるに 足りる相当の 理由	安定性	技術や知識がある、在籍実績、出席・成績、法令遵守
	継続性	事業の実績、納税の実績
	必要性	日本・受入機関に必要な人材か否か（役割、規模など）
	信憑性	提出資料に事実の記載がない、過去に虚偽申請歴等

まず、在留資格該当性とは、その外国人が日本で活動しようとするにあたって、入管法上該当する在留資格が定められているか否か。

例えば、コックさん（調理師）ならば、「技能」
会社の経営者なら「経営・管理」のように判断していく。

次に「上陸許可基準適合性」。これは在留資格該当性があると考えられる外国人が、それを実際に申請し、認定（許可）するために満たしていなければならないとされる基準であり、これに適合しているか否かを判断する。

たとえば、調理師として在留資格を申請するにあたり、「当該技能について10年以上の実務経験を有する者」という基準がある。この場合、実務経験が10年以上あれば、基準適合性はあると判断できる。10年を満たしていない場合は、基準適合性はないと判断される。

次に「相当性」
在留資格変更許可申請時、在留期間更新許可申請時、相当性という規範的要件も存在している。

第20条第3項 在留資格変更許可申請

在留資格変更許可申請があったときは、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

第21条 在留期間更新許可申請

在留期間更新許可申請があったときは、法務大臣は、当該外国人が提出した文書により在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。

参考判例「マクリーン事件」

①憲法上、外国人は、わが国に入国する自由を保障されているものではないことは、もちろん、在留の権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているも

のではない。

②在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかの判断について、全くの事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかである場合に限り、裁量権の範囲を超え又はその濫用があったものとして違法となる。